

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

港湾・漁港連携による内浦湾活性化計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

福井県

福井県大飯郡高浜町

### 3 地域再生計画の区域

福井県大飯郡高浜町の区域の一部（内浦港および上瀬漁港）

### 4 地域再生計画の目標

高浜町内浦地区は若狭地域の最西端に位置し、リアス式海岸による海と山に囲まれた自然の豊かな地域である。古くから漁業が活発で、平安時代には、若狭グチや鯖などの豊かな水産資源を京の都へ供給していた歴史を持っている。

昭和44年には、原木の輸入を主体とする国際貿易港として内浦港が開港し、物流の拠点として発展してきた。また、昭和49年には、高浜原子力発電所第1号機が運転開始し、その後、発電所から排出する温排水を利用した養殖漁業が確立され、若狭ふぐのブランド化に成功した。また、自然豊かな地域であることから、京阪神等からのグルメ志向や海釣り、海洋レクリエーションを目的に来訪する観光客をターゲットとした民宿等の観光産業も盛んであった。

しかし、近年、内浦港では、野積場の不足および貨物船舶の大型化への対応の遅れにより、他港へ貨物が流出し、地元合板業者が倒産するなど厳しい雇用環境にある。一方、上瀬漁港では、若狭ふぐを中心とした新鮮な海産物を提供することで背後の旅館や民宿に観光客が来訪していたが、輸入水産物による魚価の低下や宿泊観光客の減少により、観光産業が衰退している現状である。今後、それぞれの産業を甦らせ、活力ある地域を再生するためには、既存施設をグレードアップあるいはリフレッシュするとともに、これまで個々に整備を行ってきた各施設を有機的に連携させ、更なる有効活用をすることが肝要である。

そこで、内浦港では、大型船舶への対応と野積場の確保のため、岸壁、物揚場の整備を実施し、取扱貨物量を増加させるとともに、物流産業の活性化

と地域住民の雇用促進を図る。

一方、上瀬漁港（日引地区）では、既存の防波堤を景観に配慮した形で改修を行い、釣り体験の場や養殖漁業での体験漁業の場とする。従来の漁獲を中心とする水産業から、既存の漁港施設を活用し観光業とミックスさせた水産業の展開させることにより、活気と魅力ある漁港への展開を目指す。

また、上瀬漁港の漁港施設と、内浦港の物揚場および港湾緑地、またそのアクセスとしての臨港道路を連携させた、内浦湾を周遊する観光モデルとして提供する。天然のリアス式海岸による豊かな自然環境とともに、内浦港で陸揚した新鮮な海産物の港湾緑地でのバーベキュー体験や海産物を活用したイベントの実施、「緋扇貝」「ふぐの一夜干し」等の特産品の販売といった、釣り体験や漁業体験、水産物の味覚体験の場所とする。親しみのある海づくりを展開し、「見て、触れて、味わう」ことができる内浦湾を全国的にPRすることで、観光客の増加と観光業および水産業の活性化を図る。

このような内浦湾におけるそれぞれの産業の有機的な連携、共生により、内浦湾全体の活性化を図る。

（目標１）親しみのある海づくりの取組みにより観光来訪者の増加（H15年観光客13,520人から20%増加）

（目標２）内浦港における取扱貨物量の増加（H16貨物量約16万トンを20万トン以上に増加）

（目標３）港湾荷役量の拡大と新規企業の誘致による地域雇用者の増加（20名程度の増加）

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

大型船の安全安心な荷役作業を確保するため、内浦港に岸壁と物揚場を整備することにより、これまで扱っていた貨物量を引き受けるとともに、港湾業務量の増加、背後ヤードにおける新たな企業の誘致により地域産業の活性化と雇用の創出を図る。

上瀬漁港（日引地区）では、既存の防波堤をプロムナード機能を付加した防波堤に改修し、耐用年数を延長させるとともに景観を向上させる。

また、これらの施設を利用した事業やイベントを開催し、「見て、触れて、味わう」ことができる内浦湾を全国的にPRすることで、観光客の増加と観光業および水産業の活性化を図る。

## 5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

### 港整備交付金を活用する事業

#### 〔施設の概要と事業主体〕

- ・港湾施設（内浦港） 福井県
- ・漁港施設（上瀬漁港） 高浜町

#### 〔整備量〕

- ・港湾施設 . . . 岸壁・物揚場・緑地・臨港道路
- ・漁港施設 . . . 防波堤

#### 〔事業期間〕

- ・港湾施設 平成17年度～平成21年度
- ・漁港施設 平成19年度～平成20年度

#### 〔港整備交付金の総事業費〕

- ・総事業費 24.75億円
- 港湾施設 23.75億円（うち交付金 9.15億円）
- 漁港施設 1億円（うち交付金 0.5億円）

## 5 - 3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「港湾・漁港連携による内浦湾活性化計画」を達成するため、以下の事業を行うものとする。

### (1) 「来てミナーレ内浦」開催事業

〔事業概要〕現在、既存の施設を利用して行っているが、今回整備される港湾緑地を利用して、釣った魚と地元海産物でのバーベキューや特産品のテント販売など、内容をさらに充実させ実施する。（夏期）

〔実施主体〕高浜町

〔事業期間〕平成17年度～

### (2) 「若狭高浜釣り天国 in 内浦」開催事業

〔事業概要〕現在、既存の施設を利用して行っているが、今回整備される物揚場(港湾施設)および上瀬漁港を釣り船発着場並びにイベント広場として開放し、釣り大会の内容をさらに充実させ開催する。（春期および秋期）

〔実施主体〕高浜町

〔事業期間〕平成17年度～

(3) 「一口養殖漁業者」育成事業

〔事業概要〕上記(2)(3)のイベントに訪れる人々を中心に年会費制の養殖漁業者を募り、その会費にて育成された水産物を会員に送付したり、上記イベントに合わせ内浦港の港湾緑地や旅館・民宿にて調理し、会員にふるまう。(通年)

〔実施主体〕高浜町

〔事業期間〕平成21年度～

**6 計画期間**

平成17年度～平成24年度

**7 目標の達成状況に係る評価に関する事項**

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表するとともに、県、町、関係機関等で構成する「地域再生計画評価協議会」を開催し、達成状況の評価、改善すべき時効の検討こととする。

**8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項**

該当なし